

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	軽自動車税(種別割)賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、軽自動車税(種別割)賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

軽自動車税(種別割)賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和4年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 軽自動車税(種別割)の賦課事務 軽自動車税(種別割)は、賦課期日(4月1日)時点において、本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。この賦課事務については、以下により行う。 (1)軽自動車等を購入又は譲渡により所有した場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に、申告を受け付ける。 ①三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会にて申告を受け付けし、本市へ回送される。 ②二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車に関しては運輸支局にて申告を受け付けし、本市へ回送される。 ③原動機付自転車・小型特殊自動車に関するものは、本市で申告を受け付け、標識の回収若しくは交付を行う。また、申請に基づき、標識交付証明書・廃車申告受付書の発行を行う。 (2)申告された内容を基に課税し納税者に納税通知書を送付する。 (3)身体障害者手帳の交付を受けている場合など、減免事由に該当する場合は減免申請書を受け付け、減免を行う。</p> <p>2. 情報提供ネットワークシステムを用いた照会 情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	1. 軽自動車税(種別割)システム 2. 税宛名システム 3. 団体内統合宛名システム(以下「統合宛名システム」という。) 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税(種別割)賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行財政部市民税課

②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
77	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越谷市総務部総務課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越谷市行財政部市民税課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9145

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月8日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月8日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長	①部 署 市民税務部市民税課 ②所属長 関根 和美	①部 署 行財政部市民税課 ②所属長 高橋 和彦	事後	①平成28年度から、行政組織 を改正したことに伴う、部署名 の変更 ②人事異動に伴う所属長の変 更
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2番1号 電話: 048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2番1号 電話: 048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を 改正したことに伴う、部署名の変 更
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	越谷市市民税務部市民税課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2番1号 電話: 048-963-9145	越谷市行財政部市民税課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2番1号 電話: 048-963-9145	事後	平成28年度から、行政組織を 改正したことに伴う、部署名の変 更
平成29年6月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	なし	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	主務省令の改正等に伴う形式 的な変更
平成29年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	なし	(別表第二における情報提供) 38、85-2	事後	主務省令の改正等に伴う形式 的な変更
平成29年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	27の項	・第一覧(情報照会者)が「市町村長」、「都道府 県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税 その他の地方税に関する法律及びこれらの法 律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの」が含 まれる項(第27項、第28項)	事後	主務省令の改正等に伴う形式 的な変更
平成30年6月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	②所属長 高橋 和彦	②所属長 木村 和明	事後	人事異動に伴う所属長の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供) 117、120	(別表第二における情報提供) 119	事後	主務省令の改正等に伴う形式的な変更
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②所属長 木村 和明	②市民税課長	事後	個人情報保護委員会規則等の改正に伴う様式の見直しによる記載事項の変更
令和1年6月18日	IVリスク対策	なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	個人情報保護委員会規則等の改正に伴う様式の見直しによる記載事項の追加
令和2年3月18日	表紙 評価書名 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ①事務の名称の変更 ②事務の概要 ③システムの名称 2. 特定個人情報ファイル名	軽自動車税賦課に関する事務 基礎項目評価書 軽自動車税(※2ヶ所) ①軽自動車税の賦課に関する事務 ②軽自動車税(※2ヶ所) ③1. 軽自動車税システム 軽自動車税賦課情報ファイル	軽自動車税(種別割)賦課に関する事務 基礎項目評価書 軽自動車税(種別割)(※2ヶ所) ①軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務 ②軽自動車税(種別割)(※2ヶ所) ③1. 軽自動車税(種別割)システム 軽自動車税(種別割)賦課情報ファイル	事後	法改正による税目名称の変更
令和2年3月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供) 115	(別表第二における情報提供) 115-1	事後	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	令和2年1月8日	事後	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)の再実施
令和2年3月18日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]内部監査 []外部監査	[]内部監査 [○]外部監査	事後	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)の再実施
令和3年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項、第28項)	番号法第19条第8号、第9号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27)	事後	法改正に伴う形式的な変更(引用条項の整理)